

國學院大學若木育成会規約

第1条 本会は國學院大學若木育成会と称する。

第2条 本会は國學院大學の教育方針に則り、大学と父母・保証人との連絡を密にし、学生の勉学と福祉、大学教育の振興充実、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の本部及び事務所は國學院大學総務部校友課内に置く。

第4条 本会は都道府県を単位に支部を設ける。ただし事情により都道府県に二以上の支部を、支部には地区会を設けることができる。

2 支部には支部長及び支部役員を置く。支部規約は本規約に則り支部ごとに定める。

第5条 本会は第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第6条 本会の会員は次の2種とする。

(1) (正会員) 國學院大學に在学する学生(大学院学生・外国人留学生を除く)の父母又は保証人。

(2) (特別会員) 國學院大學の役教職員、その他本部役員会又は支部総会で認められた者。

第7条 本会の経費は会費等を以て当てる。会員は所定の会費等を毎年度初めに納入する。一旦納入された会費等は返還しない。金額については別表のとおりとする。

第8条 本会に次の本部役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計監査 2乃至3名 (4) 幹事 若干名

2 役員の任期は1年とする。ただし再選することができる。

3 前項にかかわらず役員の任期は次期役員が決定するまで、その事務を執行する。

第9条 会長及び副会長は正会員の中から総会において選出する。

2 会計監査は幹事の中から本部役員会の議を経て会長が委嘱する。

第10条 幹事の委嘱については次のとおりとする。

(1) 大学近在の正会員の中から学年・学部を考慮し、大学側の意見を聞いて会長が委嘱する。

(2) 会務の円滑な遂行と大学との連絡の実をあげるため、大学より教職員の推薦を受け、会長が委嘱する。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は会を代表し、本部役員会・総会を主催し、会務をつかさどる。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代理する。

(3) 会計監査は本会の会計を監査する。

(4) 幹事は会務の処理に当たる。

第12条 本会を運営するため、本部役員会及び総会を設ける。

第13条 本部役員会は次の事項を審議する。

(1) 会長・副会長候補者の選出。

(2) 会計監査の選出。

(3) 総会に提出する議題の原案に関する事項。

(4) その他緊急に処理を要する事項

第14条 本部役員会は必要に応じ会長が之を招集する。

第15条 総会は会長が毎年1回招集する。ただし必要に応じて会長は臨時に総会を招集することができる。

総会は本部役員及び支部長をもって構成する。

第16条 総会は次の事項を審議する。

(1) 会長・副会長の選出。 (2) 予算及び決算に関する事項。

(3) 本規約の改正に関する事項。 (4) その他会の運営に関する重要な事項。

第17条 本会に次の顧問を置くことができる。

(1) 國學院大學の理事長及び学長。 (2) 本会に特に功労があり、総会で承認された者。

2 顧問は総会に出席し意見を述べることができる。

第18条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は本会の運営に功労のあった者及び本会縁故者の中から総会の意見を聞いて会長が委嘱する。

3 参与は本部役員会及び総会に出席し意見を述べることができる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 決算書は毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、会計監査を経て本部役員会及び総会に提出する。

第21条 本部役員会及び総会の議事は、出席者の過半数によって決定する。

第22条 本会の総務事務は、大学総務部校友課、会計事務は大学財務部経理課に付託する。

第23条 会長は社会情勢において本規約が規定する本部役員会及び総会の開催が不可能となった場合、以下の手順で会務を処理する。尚、結果は次年度以降の本部役員会及び総会に報告し承認を得る。

- (1) 総会が開催できない状況になった場合は、本部役員会の議決をもって会務を処理する。
- (2) 本部役員会が開催できない状況になった場合は、会長・副会長・会計監査で構成する三役会の議決をもって会務を処理する。
- (3) 審議形式は書面による審議・承認を可とする。
- (4) 支部の会務処理については本部手順に準じて行うものとし、会計については支部で監査を行い本部へ報告を行うものとする。

第24条 本会の規約は、総会の議決によらなければ変更することができない。

附 則

本会規約は、昭和46年11月13日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和49年4月27日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和55年11月29日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和56年5月30日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和57年5月22日から施行する。

附 則

本会規約は、昭和60年5月11日から施行する。

附 則

本会規約は、平成元年5月20日から施行する。

附 則

本会規約は、平成3年5月18日から施行する。

附 則

本会規約は、平成4年5月16日から施行する。

附 則

本会規約は、平成7年5月20日から施行する。

附 則

本会規約は、平成9年5月17日から施行する。

附 則

本会規約は、平成10年5月16日から施行する。

附 則

本会規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本会規約は、平成12年5月13日から施行する。

附 則

本会規約は、平成13年5月12日から施行する。

附 則

本会規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本会規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本会規約は、令和3年4月1日から施行する。

第7条 別表

項 目	金 額
正 会 員 年 度 会 費	29,000円